

議案第 号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年（2023年） 月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例（平成3年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「小児」の次に「、高校生等」を加える。

第1条の2第4号中「6歳に達する日」の次に「の翌日」を加え、同条中第10号を第11号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

（5） 高校生等 15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

第2条第1項中第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

（4） 高校生等

第2条第2項第2号中「前項第4号から第8号まで」を「前項第5号から第9号まで」に改め、同条第3項中「別表第2条第1項第3号に規定する者の項及び第2条第1項第4号、第5号又は第6号に規定する者の項」を「別表第2条第1項第5号、第6号又は第7号に規定する者の項」に改め、同条第4項中「別表第2条第1項第3号に規定する者の項及び第2条第1項第4号、第5号又は第6号に規定する者の項」を「別表第2条第1項第5号、第6号又は第7号に規定する者の項」に、「同表第2条第1項第4号、第5号又は第6号に規定する者の項」を「同表第2条第1項第5号、第6号又は第7号に規定する者の項」に改める。

第3条中「小児」の次に「、高校生等」を加える。

第4条第1項中「当該療養の給付等」の次に「（第3号に掲げる者にあつては、入院の医療に関する療養の給付等に限る。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 第2条第1項第4号に規定する者

第4条第5項中「第2条第1項第4号から第6号まで」を「第2条第1項第5号から第7号まで」に改め、同条第6項中「第2条第1項第7号から第9号まで」を「第2条第1項第8号から第10号まで」に、「同項第7号又は第8号」を「同項第8号又は第9号」に改め、同条第7項第1号中「額」の次に「(同項第3号に掲げる者にあつては、入院の医療に関する療養の給付等に係るものに限る。)」を加える。

附則第6項中「第2条第1項第3号に規定する者及び第2条第1項第4号、第5号又は第6号に規定する者」を「第2条第1項第5号、第6号又は第7号に規定する者」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

対象者の区分	所得による制限に係る者	所得限度額
第2条第1項第5号、第6号又は第7号に規定する者	本人並びに本人の配偶者及び扶養義務者	所得割の額が235,000円となる額
第2条第1項第8号又は第9号に規定する者	児童を現に監護している者(その者がその者及び児童の生計を維持できない者である場合は、その者及び当該児童の扶養義務者)	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条に規定する額のうち児童扶養手当の全部が支給停止となる額
第2条第1項第10号に規定する者	養育者(養育者がいない場合は、本人)	児童扶養手当法第9条に規定する額のうち児童扶養手当の全部が支給停止となる額

備考

- この表において「扶養義務者」とは、民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で主として被扶養者の生計を維持する者をいう。
- この表において「配偶者」とは、婚姻関係にある者及び婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者をいう。
- この表において「養育者」とは、第2条第1項第10号の児童の属する世帯の生計

を主として維持する者をいう。

- 4 第2条第1項第5号、第6号又は第7号に規定する者については、所得による制限に係る者の欄に掲げる者のいずれかの所得が所得限度額以上である者とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の規定は、令和6年1月1日以後の診察、薬剤の支給等に係る医療費の助成について適用し、同日前の診察、薬剤の支給等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市福祉医療費の助成に関する条例(平成3年条例第17号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、高齢期移行者、乳児、幼児、小児_____、身体障害者^{がい}、精神障害者、知的障害者、母子家庭、父子家庭及び遺児に対して医療費の一部を助成し、もってこれらの者の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 小児 6歳に達する日_____以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>(受給資格)</p> <p>第2条 医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、宝塚市内に住所を有する者で、高確法に規定する後期高齢者医療の被保険者若しくは医療保険各法の被保険者、組合員若しくは被扶養者であるもの又は健康保険法(大正11年法律第70号)による日雇特例被保険者で療養の給付等のいずれもが受けられないもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者から除く。ただし、第2号に該当する者で、失業その他の規則で定める理由があると認める者については、申請に基づき対象者とすることができる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、高齢期移行者、乳児、幼児、小児、<u>高校生等</u>、身体障害者^{がい}、精神障害者、知的障害者、母子家庭、父子家庭及び遺児に対して医療費の一部を助成し、もってこれらの者の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 小児 6歳に達する日<u>の翌日</u>以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(5) <u>高校生等 15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</u></p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>(受給資格)</p> <p>第2条 医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、宝塚市内に住所を有する者で、高確法に規定する後期高齢者医療の被保険者若しくは医療保険各法の被保険者、組合員若しくは被扶養者であるもの又は健康保険法(大正11年法律第70号)による日雇特例被保険者で療養の給付等のいずれもが受けられないもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>高校生等</u></p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者から除く。ただし、第2号に該当する者で、失業その他の規則で定める理由があると認める者については、申請に基づき対象者とすることができる。</p>

(1) (略)

(2) 別表対象者の区分の欄に掲げる区分に応じ、同表所得による制限に係る者の欄に掲げる者の前年の所得(1月から6月までの間に医療保険各法(前項第4号から第8号までに規定する者にあつては、高確法を含む。第4条第5項において同じ。)の規定による療養の給付等が行われた場合にあつては、前々年の所得とする。)が同表所得限度額の欄に掲げる額以上の者

3 前項第2号の規定を適用する場合において、別表第2条第1項第3号に規定する者の項及び第2条第1項第4号、第5号又は第6号に規定する者の項所得限度額の欄に掲げる額を算定するに当たっては、地方税法第314条の7並びに同法附則第5条の4、第5条の4の2及び第7条の2の規定による控除前の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定により課税する所得割を除く。以下単に「所得割」という。)の額を基準とする。

4 第2項第2号の規定を適用する場合において、別表第2条第1項第3号に規定する者の項及び第2条第1項第4号、第5号又は第6号に規定する者の項所得限度額の欄に掲げる額を算定するに当たっては、医療保険各法(同表第2条第1項第4号、第5号又は第6号に規定する者の項所得限度額の欄に掲げる額を算定するに当たっては、高確法を含む。)の規定による療養の給付等が行われた月の属する年度の前年度(当該月が4月から6月までの場合にあつては、前々年度)の1月1日において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有した場合(指定都市の指定等により当該住所地が1月2日から4月1日までの間に指定都市以外の市町村の区域になったときを除く。)にあつては地方税法第314条の3第1項の規定にかかわらず、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合で、指定都市の指定等により当該住所地が1月2日から4月1日までの間に指定都市の区域内となったときにあつては同法第737条の2第1項の規定にかかわらず、それぞれ指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例によるものとする。

(受給資格の認定)

第3条 対象者の認定は、前条に規定する者(乳

(1) (略)

(2) 別表対象者の区分の欄に掲げる区分に応じ、同表所得による制限に係る者の欄に掲げる者の前年の所得(1月から6月までの間に医療保険各法(前項第5号から第9号までに規定する者にあつては、高確法を含む。第4条第5項において同じ。)の規定による療養の給付等が行われた場合にあつては、前々年の所得とする。)が同表所得限度額の欄に掲げる額以上の者

3 前項第2号の規定を適用する場合において、別表第2条第1項第5号、第6号又は第7号に規定する者の項

所得限度額の欄に掲げる額を算定するに当たっては、地方税法第314条の7並びに同法附則第5条の4、第5条の4の2及び第7条の2の規定による控除前の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定により課税する所得割を除く。以下単に「所得割」という。)の額を基準とする。

4 第2項第2号の規定を適用する場合において、別表第2条第1項第5号、第6号又は第7号に規定する者の項

所得限度額の欄に掲げる額を算定するに当たっては、医療保険各法(同表第2条第1項第5号、第6号又は第7号に規定する者の項所得限度額の欄に掲げる額を算定するに当たっては、高確法を含む。)の規定による療養の給付等が行われた月の属する年度の前年度(当該月が4月から6月までの場合にあつては、前々年度)の1月1日において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有した場合(指定都市の指定等により当該住所地が1月2日から4月1日までの間に指定都市以外の市町村の区域になったときを除く。)にあつては地方税法第314条の3第1項の規定にかかわらず、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合で、指定都市の指定等により当該住所地が1月2日から4月1日までの間に指定都市の区域内となったときにあつては同法第737条の2第1項の規定にかかわらず、それぞれ指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例によるものとする。

(受給資格の認定)

第3条 対象者の認定は、前条に規定する者(乳

児、幼児、小児_____及び児童にあっては、その者を監護している者)の申請に基づいて市長が行う。

(助成の範囲)

第4条 次に掲げる対象者に医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた場合における医療費の助成は、当該療養の給付等_____

_____に係る医療に要する費用の額から医療保険各法に基づき保険者(医療保険各法の規定により療養の給付等を行うものをいう。)が負担すべき額を控除した額(以下「被保険者等負担額」という。)の範囲内で行う。

(1)・(2) (略)

2～4 (略)

5 第2条第1項第4号から第6号までに規定する者に医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた場合における医療費の助成は、次の各号に掲げる療養の給付等の種別に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(1)・(2) (略)

6 第2条第1項第7号から第9号までに規定する者に医療保険各法(同項第7号又は第8号に規定する者にあつては、高確法を含む。以下この項において同じ。)の規定による療養の給付等が行われた場合における医療費の助成は、次の各号に掲げる療養の給付等の種別に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(1)・(2) (略)

7 健康保険法による日雇特例被保険者で療養の給付等のいずれもが受けることができないものに係る医療費の助成は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ当該各号に定める額の範囲内で行う。

(1) 第1項各号に掲げる対象者 医療に要する費用の額_____

(2) (略)

8・9 (略)

附 則

(所得による制限の特例)

6 当分の間、別表の規定の適用については、

児、幼児、小児、高校生等及び児童にあっては、その者を監護している者)の申請に基づいて市長が行う。

(助成の範囲)

第4条 次に掲げる対象者に医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた場合における医療費の助成は、当該療養の給付等(第3号に掲げる者にあつては、入院の医療に関する療養の給付等に限る。)に係る医療に要する費用の額から医療保険各法に基づき保険者(医療保険各法の規定により療養の給付等を行うものをいう。)が負担すべき額を控除した額(以下「被保険者等負担額」という。)の範囲内で行う。

(1)・(2) (略)

(3) 第2条第1項第4号に規定する者

2～4 (略)

5 第2条第1項第5号から第7号までに規定する者に医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた場合における医療費の助成は、次の各号に掲げる療養の給付等の種別に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(1)・(2) (略)

6 第2条第1項第8号から第10号までに規定する者に医療保険各法(同項第8号又は第9号に規定する者にあつては、高確法を含む。以下この項において同じ。)の規定による療養の給付等が行われた場合における医療費の助成は、次の各号に掲げる療養の給付等の種別に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(1)・(2) (略)

7 健康保険法による日雇特例被保険者で療養の給付等のいずれもが受けることができないものに係る医療費の助成は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ当該各号に定める額の範囲内で行う。

(1) 第1項各号に掲げる対象者 医療に要する費用の額(同項第3号に掲げる者にあつては、入院の医療に関する療養の給付等に係るものに限る。)

(2) (略)

8・9 (略)

附 則

(所得による制限の特例)

6 当分の間、別表の規定の適用については、

第2条第1項第3号に規定する者及び第2条第1項第4号、第5号又は第6号に規定する者に係る所得による制限に係る者の所得限度額の計算において、同表に規定する所得割の額の算定の基礎とする課税総所得金額は、地方税法第314条の3第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した課税総所得金額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額とする。

(1)・(2) (略)

別表(第2条関係)

(略)

第2条第1項第5号、第6号又は第7号に規定する者に係る所得による制限に係る者の所得限度額の計算において、同表に規定する所得割の額の算定の基礎とする課税総所得金額は、地方税法第314条の3第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した課税総所得金額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額とする。

(1)・(2) (略)

別表(第2条関係)

(略)

<説明資料 1 >

市民交流部 市民生活室 医療助成課

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正の概要

1 内容

本市では、「乳幼児等医療費助成事業」において兵庫県の所得制限の基準を緩和し、中学3年生までの医療費の一部負担金を無料としています。なお、昨今近隣市においては、高校生までの助成対象化や中学3年生までの完全無償化を実施するなど本事業の拡充に取り組んでいます。本市においても、世帯の所得状況によって子育て支援に差をつけることなく、子どもの健やかな成長を支えていくためにも近隣市と同水準の事業拡充を実施することが必要です。よって、本事業拡充に際し「宝塚市福祉医療費の助成に関する条例」において所要の改正を行うものです。

2 改正の項目及び条例施行日

(1) 高校生(入院のみ)を助成対象化

- ①対象者 : 15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳到達後最初の3月31日までの方
- ②所得制限 : なし
- ③助成内容 : 入院のみ無料

(2) 中学3年生までの所得制限撤廃

- ①対象者 : 中学3年生(15歳)までの乳幼児等
- ②所得制限及び③助成内容

	令和5年12月31日まで	令和6年1月1日から
②所得制限	市民税所得割額23万5千円未満	なし
③助成内容	入院・通院無料	入院・通院無料

(3) 条例施行日：令和6年(2024年)1月1日

3 予算措置

- (1) 令和5年度6月補正予算において、72,884千円を計上する。

(内訳)①扶助費：63,980 千円

- ・高校生(入院のみ)を助成対象化：4,673 千円
- ・中学3年生までの所得制限撤廃：59,307 千円

②印刷製本費、郵便料及び手数料：5,851 千円

③システム改修経費(令和5年度執行分)：3,053 千円を計上する。

※債務負担行為(令和6年度に係るシステム改修経費)：9,262 千円。

4 市民(対象者)への周知について

(1) 高校生助成対象

令和5年10月に対象者(約6,700人)の方へ制度のご案内通知を送付。

(2) 中学3年生までの所得制限撤廃

令和5年10月に乳幼児等医療費助成の受給資格のない方(約8,300人)へ制度のご案内通知を送付。

(3) (1)と(2)については、市広報紙及び市ホームページにも掲載。

5 阪神間各市の状況

(1) 高校生への助成対象状況(R5年度実施予定分を含む)

	助成の有無(開始年度)	所得制限の有無	助成内容
西宮市	有(R5.1~通院・入院)	無	有料
尼崎市	有(R4.7~入院のみ)	無	無料
伊丹市	有(R5.7~入院のみ)	無	無料
川西市	有(R5.7~入院のみ)	無	無料
三田市	有(R3.10~入院のみ)	無	無料
芦屋市	無	—	—
宝塚市	有(R6.1~入院のみ)	無	無料

(2) 中学3年生までの所得制限状況(R5年度実施予定分を含む)

	所得制限の有無
西宮市	有
尼崎市	有
伊丹市	無(R5.7~)
川西市	無(R5.7~)
三田市	有
芦屋市	有
宝塚市	無(R6.1~)